

施術管理者 様

千葉県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費支給申請書
における被保険者証の枝番の取扱いについて（依頼）

平素、療養費請求事務につきましては、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼
申し上げます。

さて、標記については、令和元年10月28日に健康保険法施行規則等の一部改正に
より、被保険者証等の様式に『(枝番)』欄が設けられることとなり、県内国保保険者
においても令和2年10月以降順次、被保険者証の記号・番号の後に『(枝番)』を追
加して発行しております。

つきましては、現段階では、厚生労働省の通知において療養費支給申請書（はり・
きゅう用及びあんま・マッサージ用）の様式変更等がないことから、当面下記の記載
方法で取り扱うこととさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

記

被保険者証に（枝番）がある場合、以下のいずれかで御記載ください。

- ① 記号番号のみを記載し、枝番は記載しない。
- ② 記号番号の後ろに『(枝番)』と記載し、その後に2桁を記入。

記載例)

被保険者証例)

国民健康保険 被保険者証

記号 千葉 番号 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1

- 千葉 1 2 3 4 5 6
- 千葉 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1

※以下のように（枝番）と記載せず - （ハイフン） やスペース等を用いて簡略化されま
すと番号と判別が出来ず、被保険者証番号誤りとして返戻になる場合がありますので、御
注意ください。

- × 千葉 1 2 3 4 5 6 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 (0 1)
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 - 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 ・ 0 1

千葉県国民健康保険団体連合会
業務課 療養費係
TEL : 043-254-7187